

部が直接統括する分科会の設置について

分科会等名：ゲノム編集技術のあり方検討分科会

1	担当部及び関係委員会名	第二部
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>ゲノム編集技術 ( genome editing ) は、ゲノム配列が既知の生物種において、点突然変異や DNA 断片挿入・欠失を標的遺伝子の標的配列に高精度・高効率で行うために最近開発された技術である。本技術は、酵母からマウス、ヒト、植物にいたるまで広い生物種に適用可能であり、基礎研究のみならず、医療や農林水産等の分野などにおける遺伝子改変生物・細胞の作出とその実用化が急速に試みられつつある。一方、本技術は従来の遺伝子改変技術と異なり、ベクター ( 遺伝子導入のために目的遺伝子とともにゲノム DNA に挿入される人為的 DNA 断片 ) 配列をゲノムに残さないため、作出された遺伝子改変生物・細胞が本技術によって人為的に得られたのか、あるいは自然におこる突然変異によって得られたのかを作出後に見極めることができない。さらに、遺伝子改変効率が高いため、従来法では困難であった生殖細胞・初期胚を遺伝子改変することも可能である。このため、本技術の医療への応用には生命倫理上の問題点が指摘されている。</p> <p>このような状況に対応して、2015年(平成27年)12月には、米国、イギリス、中国の科学アカデミー団体の主催により国際ゲノム編集サミット ( International Summit on Human Gene Editing ) が開催され、専門家やステークホルダーによる討論の結果、本技術を用いた今後の研究指針について声明が出された。従って、本技術を用いた研究及びその医療を含む産業応用について我が国の現状を明らかにし、その有用性と倫理的問題点を精査する事で我が国のアカデミアとして、ゲノム編集技術に関する研究指針及び適切な規制のあり方を検討する</p>

		<p>必要がある。</p> <p>本分科会では、ゲノム編集技術のあり方について具体的な提言を作成することを目指し、その専門性を有する第二部に設置するが、生命倫理及び規制のあり方について専門性を有する第一部からの参加を求める。</p>
4	審議事項	<p>1．我が国におけるゲノム編集技術を用いた基礎・応用研究の現状分析</p> <p>2．ゲノム編集技術を用いた研究の社会的功罪の検討</p> <p>3．ゲノム編集技術に関する研究指針の策定と、これをある種の研究に用いることを規制する必要性の有無の検討に係る審議に関すること</p>
5	設置期間	<p><b>時限設置</b> 平成28年1月29日～平成29年9月30日</p> <p>常設</p>
6	備考	<b>新規設置</b>